

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整については、以下のとおり改訂しましたのでお知らせします。

○改正の内容

(従来)

一般・指名競争入札においては、入札公告または指名通知の時点では近接する現工事を明示したうえで、間接工事費等^(注1)を調整しないものを設計額とします。

ただし、入札の結果、落札者が近接する現工事の受注者と同一となった場合、速やかに間接工事費等を調整した設計額で変更契約を行います。

なお、随意契約においては、従来通り調整した設計額とします。

(改訂)

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整を廃止する。

ただし、随意契約方式により工事を発注する場合については、間接工事費等を調整する。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うもののうち、現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である工事を対象とする。)

(注1)

「間接工事費等」とは、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などです。